

議案第23号

大網白里市都市公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

大網白里市都市公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次の  
ように制定する。

令和5年2月22日提出

大網白里市長 金坂 昌典

大網白里市都市公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
大網白里市都市公園設置及び管理に関する条例（平成元年条例第23号）の  
一部を次のように改正する。

第9条中「別表第2、別表第2の2又は別表第3に定める」を削り、同条に  
次の2項を加える。

- 2 前項に規定する使用料の額は、別表第2及び別表第2の2に掲げるとおり  
とする。
- 3 第1項に規定する占用料の額は、大網白里市道路占用料等条例（平成31  
年条例第16号）第2条の規定を準用する。

別表第1中

「

街区公園	2・2・30	馬場口せせ らぎ公園	大網白里市駒込 字中式町五反の 一部の区域	約0.19 ヘクタール
------	--------	---------------	-----------------------------	----------------

を

「

街区公園	2・2・30	馬場口せせ らぎ公園	大網白里市東駒 込4番地	約0.19 ヘクタール
------	--------	---------------	-----------------	----------------

に

改める。

別表第2中「第9条」を「第9条第2項」に改める。

別表第2の2中「第9条」を「第9条第2項」に改める。

別表第3を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大網白里市都市公園設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の占用に係る占用料について適用し、施行日前までの占用に係る占用料については、なお従前の例による。